

番号	区分	質問	回答
1	支給対象	当施設が対象施設かどうか、わからない。	「対象施設等一覧」に記載されている施設等が対象となりますので、ご確認ください。
2	支給対象	対象施設となるためには、法人の所在地が箕面市内にないといけないのか。	本事業は、箕面市独自の事業であり、箕面市内に所在する施設等のみを支給対象としています。法人の所在地が箕面市外であっても、施設等が令和8年4月1日に箕面市内に所在していれば、支給対象となります。
3	支給対象	令和8年4月1日時点で開設していれば、支援金を申請できるのか（支援金の支給対象となるのか）。	申請可能です。
4	支給対象	令和8年4月2日以降に指定や認可等を受けた施設等は、対象となるのか。	基準日である令和8年4月1日時点で指定や認可をされていない場合は、支給対象となりません。
5	支給対象	令和8年3月31日まで運営していたが、令和8年4月1日時点で休止した場合、対象となるのか。	対象となりません。基準日である令和8年4月1日に設置・運営している必要があります。
6	支給対象	現在、休止中の施設は支給対象となるのか。	申請日時点で休止中または廃止済の場合は、支給対象となりません。
7	支給対象	同趣旨の給付金を他団体（国、府等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体から同趣旨の給付金を受けている、または今後受ける予定であっても、本支援金の支給対象です。
8	支給対象	なぜ有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか。	当事業は、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない施設を対象としており、左記施設は対象外とさせていただきます。ご理解をお願いします。
9	支給対象	有料老人ホームであり、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は、対象になるか。	特定施設入居者生活介護については、介護報酬で運営される介護保険サービスのため、該当する定員分は支援金の対象となります。
10	支給対象	市立施設は支給対象か。	市が開設した施設、指定管理施設も対象です。なお、市が開設した施設、指定管理施設を含め、大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第5弾）の対象外となる施設については、府支援分に相当する支援額を加算します。

番号	区分	質問	回答
11	支給対象	同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所、ただし、1階と2階で分かれている場合や、 <u>平面図で区分けしてサービスの指定を受けている場合</u> ）は、各々対象となるのか。	それぞれのサービスで申請することが可能です。 （例）介護の入所系施設と併設の通所系事業所・訪問系事業所＝入所系＋通所系＋訪問系 （例）障害又は介護の入所系施設と併設型短期入所（空床型を除く）
12	支給対象	介護・障害の訪問系サービスについて、同一建物で複数の指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所で重複してサービスの指定を受けている場合）は、各々対象となるのか。	いずれか1つのサービスでのみ申請できます。（重複申請できません。） （例）介護の訪問介護と、障害の居宅介護など、訪問系サービスで複数指定を受けている場合
13	支給対象	同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所、ただし、 <u>区分けせず同じ場所でサービスの指定を受けている場合</u> ）は、各々対象となるのか。	①同時間における最大利用者数について、各サービスごとに定員が定められている場合、それぞれで申請できます。 （例）（介護）通所介護と通所型サービスA（総合事業の緩和型デイサービス） （例）（障害）生活介護と就労継続支援B型（多機能型） ②同時間における最大利用者数が、いずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみ申請できます。 （例）（障害）放課後等デイサービスと児童発達支援（多機能型）
14	支給対象	複数単位など、サービス実施時間を分けている場合は、どのように申請すればよいか、	サービス実施時間を分けている場合は、いずれか1つ（定員数が大きいほう）でのみ申請できます。 （例）（介護）通所介護で複数単位で運営（例：午前と午後に分けている場合等）
15	支給金額	入所系・通所系の支給金額について、どの時点の定員数で計算すればいいのか。	基準日である令和8年4月1日時点の定員数を用いて、計算してください。
16	申請手続	申請はどのようにするのか。	原則として、箕面市電子申請システム（LoGoフォーム）にて手続きください。 送付した案内文または市ホームページに掲載のQRコードから、または以下の「支援金申請フォーム」アドレスから申請できます。 （ https://logoform.jp/form/5CLo/minoh_08bukkakoutou ） ※箕面市電子申請システムが使用できない場合は、下記問い合わせ先にお問い合わせください。 ・介護保険サービス：福祉部高齢福祉課 072-727-9505 ・障害福祉サービス：福祉部障害福祉課 072-727-9514 ・障害児通所サービス：子ども未来部子どもすこやか課 072-727-9520

番号	区分	質問	回答
17	申請 手続	電子申請の操作がわからない。どうすればいいか。	下記問い合わせ先にお問い合わせください。 ・介護保険サービス：福祉部高齢福祉課 072-727-9505 ・障害福祉サービス：福祉部障害福祉課 072-727-9514 ・障害児通所サービス：子ども未来部子どもすこやか課 072-727-9520
18	申請 手続	申請者は、法人代表者のみか。	申請者は、法人代表者または施設管理者（施設長等）のいずれか一方を記載してください。 原則として、支援金の振込口座名義人と合わせてください。 なお、申請は施設ごとに行ってください。（1 申請 1 施設）
19	申請 手続	申請に必要な書類はあるか。	令和 7 年度に、箕面市介護・障害福祉施設等物価高騰対策支援金の支給を受けた口座と同じ口座への振込を希望する場合を除き、通帳の写し（PDFまたは画像データ）など、支援金の振込口座の情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかる書類を添付してください。 ※マイナンバーが記載されている資料は添付しないよう、ご注意ください。
20	申請 手続	振込口座の添付書類として、通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすればいいか。	キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写し（画像データ等）を添付してください。 ※マイナンバーが記載されている資料は添付しないよう、ご注意ください。
21	申請 手続	申請者と異なる名義の口座を振込口座としたい場合は、どうすればよいか。	原則として、法人代表者または施設管理者（施設長等）の口座を指定してください。 ※別名義の口座を指定された場合は、別途、書類提出をお願いする場合や、確認等に時間を要する場合があります。

番号	区分	質問	回答
22	申請 手続	支援金はいつ支給されるのか。	支援金の支給は、受付・審査を終えたものから順次行う予定ですが、受付開始当初は申請が集中することが予想されます。状況によっては、申請から支給まで期間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。 なお、箕面市電子申請システムにログインすることで、審査の進行状況を確認することができます。
23	申請 手続	支給決定通知は送付されるのか。	審査の結果、支給の決定をしたときは、指定された口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。 (文書による通知は行いません。)
24	申請 手続	受給した支援金の用途に制限はあるか。	本支援金は、物価高騰に係る介護・障害福祉施設等の負担軽減を目的としていますが、支援金の用途に制限はありません。 支援金の支給をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出も必要ありません。
25	申請 手続	大阪府の医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和7年度2回目）の申請を行っているが、市の申請はどのように行えばよいか。	大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金（令和7年度2回目）の支援を受けている場合は、大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金（第5弾）の支援を受けている場合と同様、「府支援金対象施設」として取り扱います。そのため、市の申請は「府支援金対象施設である」を選択し、行ってください。